

山口県報

平成18年
9月12日
(火曜日)

目次

規則	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行期日	一
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	(情報企画課)	一
告示	保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)	二
公告	国土調査の成果の認証(地域政策課)	三
	港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催(港湾課)	三
教委規則	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	四
選管告示	政治団体の名称等	五
	政治団体の異動事項	五
	解散等に係る政治団体の名称等	六
	資金管理団体の名称等	六
	資金管理団体の異動事項	六



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年九月十二日

山口県規則第二百二十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行期日を定める規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年山口県条例第二号)の施行期日は、平成十八年九月二十日とする。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三百十号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく保存とする。

第三条 条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて行う保存は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- 一 書面により保存を行うときに当該書面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録した電磁的記録を保存する方法
- 二 書面をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法

2 民間事業者等は、条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 電磁的記録に記録された事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに、整然と、かつ明りょうに表示することができるための措置
- 二 電磁的記録に記録された事項を整然と、かつ明りょうに記載した書面を直ちに作成することができるための措置

(電磁的記録による作成)

第四条 条例第四条第一項の規定で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく作成とする。

第五条 条例第四条第一項の規定により書面の作成に代えて行う作成は、当該書面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録する方法によらなければならない。

第六条 条例第四条第三項の規定で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、作成に係る情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百一十号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行うこととする。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 条例第五条第一項の規定で定める縦覧等は、山口県環境影響評価条例(平成十一年山口県条例第三十七号)第八条(第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第十六条、第二十三条及び第三十二条第二項(これらの規定を第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく縦覧等とする。

第八条 条例第五条第一項の規定により書面の縦覧等に代えて行う縦覧等は、当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項を民間事業者等の事務所に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う方法によらなければならない。

附則

この規則は、平成十八年九月二十日から施行する。

別表第一(第二条関係)

土地改良財産の管理に関する条例(昭和三十六年山口県条例第十一号)	第十条第一項
山口県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年山口県条例第二十四号)	第十八条
家畜取引法施行細則(昭和三十二年山口県規則第八十五号)	第九条

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)

第八十条

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)

第二十五条

公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年山口県規則第二十一号)

第十一条第一項

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)

第二十七条第一項第一号

学校教育法施行細則(平成十三年山口県規則第二十二号)

第三条第一項

別表第二(第四条関係)

土地改良財産の管理に関する条例

第十条

山口県公害防止条例(昭和四十七年山口県条例第四十一号)

第四十六条第一項

山口県浄化槽保守点検業者登録条例

第十八条

山口県環境影響評価条例

第六条第一項(第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第十四条第一項、第二十一条第二項及び第三十二条第一項(これらの規定を第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。)

家畜取引法施行細則

第九条

山口県中小企業高度化資金貸付規則

第二十五条



山口県告示第四百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年九月十二日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所
 岩国市関戸字かやヶ谷五四一、五四三、五四七、五四八、五五〇、五五一、八三五、二鹿字木和田六六八の五、美和町西畑字大固屋七七九の一、七八〇、七八一、七八五、八〇九の一、字柳本八一〇の一、八一―

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。



(四八九) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

周南市	平成十六年五月二十四日から平成十八年二月二十八日まで	周南市地籍簿	大字鹿野下の一部
下関市	平成十六年五月十一日から平成十八年三月二十三日まで	下関市地籍簿	長府黒門南町及び長府羽衣南町
国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域

山陽小野田市
 平成十六年五月十三日から平成十八年三月十四日まで
 山陽小野田市地籍簿
 大字丸河内、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目及び平成一丁目、中央五丁目、高栄三丁目、セント町、中央二丁目及び千代町一丁目の各一部

周東町
 平成十六年五月二十日から平成十七年十二月二十一日まで
 周東町地籍簿
 大字祖生の一部

平生町
 平成十五年四月二十二日から平成十八年六月十二日まで
 平生町地籍簿
 大字平生村の一部

美東町
 平成十六年四月三十日から平成十八年三月二十七日まで
 美東町地籍簿
 大字長登の一部

二 認証年月日

平成十八年九月十二日

(四九〇) 港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、徳山下松港に係る港湾隣接地域の変更に係る公聴会を次のとおり開催します。

平成十八年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 日時

平成十八年九月十五日(金曜日)午後一時三十分

二 場所

周南市築港町一三番二二号
 山口県周南港湾管理事務所

三 参加者の範囲

四に掲げる区域に利害関係を有する者
 変更しようとする区域

(一) 予定港湾隣接地域の名称
 徳山下松港港湾隣接地域

(二) 変更に係る区域
 浅江地区

1 区域

補助点一の一、基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一

二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、補助点三二の一の各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によって囲まれた区域

2 点の位置

(1) 基点

- 一 光市浅江六丁目四八四〇番地の二の標柱の位置(北緯三三度五七分四一秒 東経一三二度五五分二七秒)
- 二 基点一から三二六度五九分五〇秒八〇・〇メートルの点
- 三 基点二から三二九度五九分五〇秒五二・〇メートルの点
- 四 基点三から三二八度五九分五〇秒一七九・〇メートルの点
- 五 基点四から三二五度五九分五〇秒七三・〇メートルの点
- 六 基点五から三二二度五九分五〇秒二一・〇メートルの点
- 七 基点六から三二二度五九分五〇秒四三二・〇メートルの点
- 八 基点七から三一八度五九分五〇秒三五・〇メートルの点
- 九 基点八から二九九度五九分五〇秒八八・〇メートルの点
- 一〇 基点九から三一〇度五九分五〇秒八三・〇メートルの点
- 一一 基点一〇から三二二度五九分五〇秒一〇一・一メートルの点
- 一二 基点一一から三二二度五九分五〇秒一三二・〇メートルの点
- 一三 基点一二から三〇〇度五九分五〇秒二四六・〇メートルの点
- 一四 基点一三から二九五度〇〇分〇秒一六九・〇メートルの点
- 一五 基点一四から二八六度〇〇分〇秒八四・〇メートルの点
- 一六 基点一五から二八六度〇〇分〇秒一〇八・六メートルの点
- 一七 基点一六から一九九度一七分三〇秒三一・三メートルの点
- 一八 基点一七から二八九度二五分四〇秒四九・二メートルの点
- 一九 基点一八から一九九度一七分三〇秒三四・二メートルの点
- 二〇 基点一九から二八六度〇〇分〇秒五九・一メートルの点
- 二一 基点二〇から二八六度〇〇分〇秒一〇〇・一メートルの点
- 二二 基点二一から二九四度四分〇秒二五・七メートルの点
- 二三 基点二二から二七八度二分三〇秒三一・九メートルの点
- 二四 基点二三から一八三度二分五〇秒二一・一メートルの点
- 二五 基点二四から二八五度〇〇分〇秒一三三・三メートルの点
- 二六 基点二五から二七八度五八分五〇秒三六・〇メートルの点
- 二七 基点二六から一度二分五〇秒一四・四メートルの点
- 二八 基点二七から二六五度五八分四〇秒五二・五メートルの点

- 二九 基点二八から二五七度三五分三〇秒五〇・五メートルの点
- 三〇 基点二九から二四八度一五分〇〇秒四八・八メートルの点
- 三一 基点三〇から二〇二度四分五〇秒四七・七メートルの点
- 三二 基点三一から二六九度〇〇分〇秒五〇・〇メートルの点

(2) 補助点

- 一の一 基点一から一九三度〇〇分〇秒一八四・〇メートルの点
 - 三二の二 基点三二から一八一度〇〇分〇秒二二四・〇メートルの点
- 注 方位は、真方位とする。



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年九月十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年山口県教育委員会規則第六号)第三十一条第一項の規定に基づく保存とする。

第三条 条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて行う保存は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- 一 書面により保存を行うときに当該書面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録した電磁的記録を保存する方法

二 書面をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法

2 民間事業者等は、条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 電磁的記録に記録された事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに、整然と、かつ明りょうに表示することができるための措置
- 二 電磁的記録に記録された事項を整然と、かつ明りょうに記載した書面を直ちに作成することができるための措置

附則

この規則は、平成十八年九月二十日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年九月十二日

山口県選挙管理委員会 櫻田 健 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
民主党山口県参議院選挙区第1総支部	戸倉多香子	西嶋 裕作	山口市中央5丁目8番12号	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(民主党)の支部	平成18、8、31
井原健太郎後援会	井原健太郎	春雄	柳井市古開作1164の17		" "
亀田博後援会	戸嶋 基美	亀田 芙美子	下関市山の田本町4番24号		" " 21
下関未来研究会	亀田 博	"	"		" " 30
たかこの会	戸倉多香子	西村 正広	周南市梅園町2丁目31		" " 31

とくらたかじ後援会	田村 茂照	"	"	"	"	"
-----------	-------	---	---	---	---	---

堀田勝巳の会	堀田 勝巳	堀田 勝巳	堀田 勝巳	堀田 勝巳	堀田 勝巳	堀田 勝巳
堀田本てるのお後援会	村上 和恒	長田 正次	宇部市床波1丁目18番10号	"	"	" 31
堀田本てるのお励み会	堀田 輝男	村上 和恒	"	"	"	"

山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年九月十二日

山口県選挙管理委員会 櫻田 健 司

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党井森工業支部	事務所	柳井市伊保庄4907	柳井市大字伊保庄4907	平成18、4
自由民主党宇部支部	代表者	杉山 孝治	河村 泰輔	" "
自由民主党防府支部	代表者	植松 洋進	星 保男	" "
自由民主党防府支部	事務所	防府市国衛5丁目11番4号	防府市天神2丁目3番25号	" "
井上隆純後援会	代表者	林 正男	井上 龍雄	" "
後藤正芳後援会	事務所	杉岡 歩	松村 敏彦	" "
坂井建正後援会	代表者	岩国市周東町中山1356	玖珂郡周東町大字中山1356	" "
坂井建正後援会	代表者	熊谷 宗圓	安東 栄一	" "
坂井建正後援会	会計責任者	森本 勝行	吉田 弘	" " 14

島津幸男後援会	事務所	周南市新地2丁目120	周南市鞆町2丁目28	"	"	29
すやま具史後援会	"	防府市西仁井令1丁目3番20号	防府市東松崎町4番29号	"	"	"
中塚一広後援会	会計責任者	上村 義明	西村 泰行	"	"	3
西岡晴美後援会	事務所	長門市油谷伊上4270	大津郡油谷町大字伊上4270	"	"	7
林哲也後援会	代表者	岡本 雅	金田 司	"	"	11
	会計責任者	藤山 敏雄	伊田 和登	"	"	
ひえた泰久とあゆむ会	代表者	福原 秋人	森重 五男	"	"	14
まきもと利光後援会	名称	まきもと利光後援会	楳本利光後援会	"	"	9
	事務所	岩国市由宇町3548の1	玖珂郡由宇町7760の5	"	"	
渡辺和彦後援会	代表者	弘中 康彦	備田 省三	"	"	30

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年九月十二日

山口県選挙管理委員会 会長 櫻 岡

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
西岡晴美後援会	藤沢 範二	内田 哲雄	長門市油谷伊上4270	平成18、8、7
堀田勝己後援会	東郷 秀雄	高木 正則	岩国市玖珂町479の1	" 6、4

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年九月十二日

山口県選挙管理委員会 会長 櫻 岡

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備出年月日
		名称	主たる事務所の所在地		
井原健太郎	山口県議会議員	井原健太郎後援会	柳井市古開作1164の17	井原健太郎	平成18、8、31
亀田 博	下関市議会議員	下関未来研究会	下関市山の田本町4番24号	亀田 博	" 30
戸倉多香子	参議院議員	たかこの会	周南市梅園町2丁目31	戸倉多香子	" 31
宮本 輝男	宇部市議会議員	宮本てるお励ま会	宇部市床波1丁目18番10号	宮本 輝男	" "

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年九月十二日

山口県選挙管理委員会 会長 櫻 岡

資金管理団体の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備出年月日
				新	旧	
陶山 具史	防府市長	すやま具史後援会	事務所	防府市西仁井令1丁目3番20号	防府市東松崎町4番29号	平成18、8、29
楳本 利光	山口県議会議員	まきもと利光後援会	公職の種類	山口県議会議員	由宇町長	"
			名称	まきもと利光後援会	楳本利光後援会	
			事務所	岩国市由宇町3548の1	玖珂郡由宇町7760の5	" 9